

【令和2年度 玉村町放課後児童クラブ利用申込案内(公設公営・民営)】

玉村町役場 子ども育成課 64-7719

○対象児童 原則として以下の①～③を満たす児童

- ① 玉村町内の小学校に在籍する、1年生から6年生までの児童
- ② 保護者及び同居（別世帯・同一敷地内含む）の方が、就労等により、平日の放課後や、土曜日・夏休みなどの学校休業日の昼間に、常時留守となっている家庭の児童
- ③ 保護者や祖父母等により、児童の送迎が可能である児童

○合同申込受付期間

1. 通常利用

※定員を超える申込みがあった場合、待機となります。

※年度内に育児休業が終了し、復職予定がある場合は、あらかじめ申込みすることができます。

《令和2年4月 利用希望》

第1回受付分から順に利用調整を行い、定員を超えた時点で待機となります。

受付期間（日曜・祝祭日は除く）		結果通知
第1回	令和元年11月1日(金)～15日(金)	2月上旬頃
第2回※	令和2年2月20日(木)～28日(金)	3月中旬頃

※ 第1回受付分の利用調整の結果、定員を超えた場合、第2回の受付分は待機となります。

《令和2年5月以降 利用希望》

受付期間（日曜・祝祭日は除く）	結果通知
利用希望月の前月1日～20日 ※1月利用希望の受付は12月10日まで	利用希望月の前月25日頃

2. 長期休業期間のみの利用

※クラブが既に定員に達している場合や、定員を超える申込みがあった場合は、待機となります。

利用希望期間	受付期間（日曜・祝祭日は除く）	結果通知
春休み 年度始め（4月）	令和2年3月1日～10日	3月中旬頃
夏休み	令和2年6月15日～30日	7月中旬頃
冬休み	令和2年11月21日～30日	12月上旬頃
春休み 年度末（3月）	令和3年3月1日～10日	3月中旬頃

○受付場所・時間

場 所： 各放課後児童クラブ（芝根小学校放課後児童クラブは健康の森児童館で受付）

時 間： 月～土曜日（日祝祭日・年末年始は除く）

午後2：00～6：00（ただし、土曜日は5：00まで）

※保護者の必要とする証明書に不足等がある場合は受付できません。その他必要書類に不足等がある場合は、審査の際、不利になることがあります。

※公設公営・民営のクラブと民設民営のクラブ（がんばりっこクラブにしきの）の同時申請はできません。（申請したことが判明した場合は申請取り消しをする場合があります。）

○必要書類

- 1 利用申込書（児童1名につき1枚）
- 2 保護者等が、児童の保育ができないことを証明する書類（証明発行日から1ヶ月以内のもの）

保育ができない理由	必要な書類
① 就労	勤務証明書 （町指定様式に勤務先で証明を受けたもの） ※自営業・農業は就労証明書（民生委員の証明が必要となります。） ※変則勤務等により勤務状況の記載が困難な場合は、直近3カ月分のシフト表（勤務時間、勤務日数がわかるもの）を添付してください。 ※採用予定の場合、勤務開始後に証明されたものを再提出する必要があります。 【育児休業終了後の利用希望の場合】 ・勤務証明書に育児休業期間・復職予定日を記載してください。 （出産前の場合は、出産予定日が確認できるものも添付／母子手帳・妊婦健診の受診票の写し等）
② 就学	在学証明書または合格通知書、およびカリキュラム表等 ※入学予定の場合、入学後に証明された在学証明書または学生証の写しを提出する必要があります。
③ 病気・障害	医師の診断書等 （児童の保育が困難であることが明記されているもの） ※障害者手帳等で保育が困難であることが確認できる場合は、手帳等の写しでも可。
④ 親族を常時看護・介護	申立書 （障害者手帳、介護保険証、医師の診断書等、要看護・要介護状態であることが確認できるものを添付）
⑤ 出産前後2カ月	母子手帳・妊婦健診の受診票の写し等 （出産日または予定日が確認できるもの）
⑥ その他	状況に応じて担当で決定

- ・児童の父または母が、単身赴任等で別居している場合でも、書類の提出が必要です。
- ・申込書類等の記載事項に虚偽があった場合は、申込みが無効になります。
- ・申込内容に変更があった場合は、速やかに各クラブへ連絡し、必要書類を提出してください。
- ・上記以外の書類が必要になることもありますので、ご了承ください。

○審査・選考

- ・**低学年を優先**とし、保護者の就労状況や児童の学年等を点数化して、審査・選考を行います。申込み状況によっては、利用をお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、基準点に満たない場合は、利用をお断りすることがあります。
- ・申請書類の内容について、電話等により確認することがあります。
- ・お子さんの発育状況や生活習慣の様子を確認するために、面接等をする場合があります。
- ・同居及び町内に保護者に代わる者（祖父母等）が居住し、保護者に代わって保育ができる場合は、利用をお断りすることがあります。

○使用料（変更になる場合があります。）

- ・通常使用料 月額 6,000 円（おやつなし）8月のみ 7,000 円（おやつ・給食なし）
- ・延長使用料 月額 1,000 円（ただし月の利用が5日未満の場合、1日あたり 200 円）
- ※放課後児童クラブ利用者の傷害保険料（年 1,000 円程度）については、別途徴収いたします。
- ※家庭の事情（ひとり親等）に応じて使用料の減免があります。

お問い合わせ先

○玉小放課後児童クラブ(玉小区)：61-6181	○放課後児童クラブ スマイル(玉小区)：50-0477
○芝根小放課後児童クラブ：27-5610	○上陽児童館(上陽小区)：64-6565
○中央児童館(中央小区)：64-1400	○南児童館(南小区)：64-7654